

第1章 計画策定の意義

○計画の趣旨等 (第1～8節)

- ・位置づけ：老人福祉法及び介護保険法に基づき、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体的に策定
共生社会の実現を推進するための認知症基本法(2024(令和6)年1月1日施行)に基づく国の基本計画の策定に先駆け、「認知症施策推進計画」を策定
- ・計画期間：2024(令和6)年度～2026(令和8)年度までの3年間

第2章 高齢者を取り巻く状況と大阪府のめざすべき方向性

○高齢者を取り巻く状況 (第1節)

- ・団塊の世代が75歳以上となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、大阪府は高齢化がさらに進展する見込み。一方で生産年齢人口は減少する見込み。
- ・85歳以上人口の増加等により、要介護度の高い高齢者や、医療と介護双方のニーズを有する高齢者、認知症高齢者などの増加が見込まれる。
- ・大阪府は全国に比べ高齢者の単身世帯の割合が高く(2020年:39.3%)、その割合は今後も増加が見込まれる。
- ・大阪府は全国に比べ介護サービス受給者のうち居宅サービスの利用が多く、特に軽度者の認定率が高い。

○めざすべき方向性 (第2節)

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会、また居場所と出番がある社会の実現をめざす。

- <取組みの方向性>
- (1) 介護保険制度の持続可能性の確保
 - (2) 大阪府の特徴に対応したサービス基盤等の構築
 - (3) 市町村や各種団体との協働による地域包括ケアシステムの深化・推進、地域共生社会の実現

第3章 施策の推進方策

【第1節】自立支援、介護予防・重度化防止

- 1.市町村における自立支援、介護予防・重度化防止の取組み支援
 - ・地域ケア会議等の市町村における介護予防の取組みを支援するリハビリ専門職等の養成や派遣等
- 2.健康づくりの推進

【第2節】社会参加の促進

- 1.社会参加の促進
 - ・地域で居場所づくりや生活支援を行う地域団体へのプロボノ(ボランティア)による支援(ええまちプロジェクト)等
- 2.雇用・就業対策の推進

【第3節】医療・介護連携の推進

- 1.医療と介護の連携強化
 - ・在宅医療・介護連携の推進にかかる市町村担当者研修会の開催
 - ・医療介護専門職への入退院支援等の実践事例の周知等
- 2.在宅医療の充実

【第4節】包括的な支援体制の構築及び権利擁護の推進

- 1.地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築
 - ・複合的な課題に対応するための地域包括支援センターと関係機関の連携強化等
- 2.権利擁護の推進
 - ・高齢者虐待防止にかかる市町村担当者研修の実施、対応困難事例に対する専門職チームの派遣等

【第5節】多様な住まい、サービス基盤の整備

- 1.高齢者の居住安定確保と福祉のまちづくりの推進
- 2.高齢者のニーズに応じたサービス基盤の確保
 - ・介護保険施設等の計画的な整備等

【第6節】福祉・介護サービスを担う人材の確保・資質の向上及び介護現場の生産性の向上

- 1.介護人材の確保と資質の向上
 - ・介護の仕事の魅力発信、多様な人材の参入促進
 - ・介護ロボット・ICTの導入支援、生産性向上・人材確保に関するワンストップ窓口の設置等、離職防止・定着促進に向けた取組み等
- 2.在宅医療の充実(再掲)

【第7節】介護保険事業の適切な運営

- 1.個々の高齢者等の状況に配慮したサービスの提供、質の向上
- 2.事業者への指導・助言
- 3.相談支援及び苦情対応の充実

【第8節】介護給付等適正化

- 1.要介護認定の適正化
- 2.ケアプラン点検等の市町村が行う事業の支援
- 3.高齢者住まいにおける適正なサービス提供の確保

【第9節】災害、感染症に対する高齢者支援体制の確立

- 1.災害に対する高齢者支援体制の確立
- 2.感染症に対する高齢者支援体制の確立

第4章 大阪府認知症施策推進計画

(第3節)

【第1項】理解増進、相談体制の整備等

- 1.認知症の人に関する理解の増進
 - ・認知症サポーターの養成促進
(サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの養成)
 - ・認知症月間(9月)及び認知症の日(9月21日)における啓発等
- 2.相談体制の整備等

【第2項】安心して生活を営むことができる認知症バリアフリーの推進

- 1.認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
 - ・民間事業者を対象とした理解促進のためのセミナーの実施
 - ・「認知症サポート事業所」登録制度の創設・普及等
- 2.認知症の人の社会参加の機会の確保等
 - ・認知症の人本人からの発信支援
 - ・若年性認知症の人への支援等
- 3.認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

【第3項】保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備

- 1.早期発見・早期対応と医療体制の整備
- 2.医療・介護従事者の認知症対応力向上の促進
- 3.介護サービス基盤の整備と介護人材の確保

【第4項】認知症の予防

- 1.認知症予防に資する可能性のある活動の推進
 - ・認知症予防事業の効果検証及び効果的な事業の普及等
- 2.認知症(MCIを含む)の早期発見・早期対応等の推進

第5章 介護サービス量の見込み及び必要入所(利用)定員総数

※2024(令和6)年度～2026(令和8)年度、2040(令和22)年度の見込み

第1節 要支援・要介護認定者の将来推計

第2節 介護サービス量の見込み

(居宅・施設・地域密着型サービスの量の見込み、施設等の必要入所(利用)定員総数)

第6章 大阪府高齢者計画 2021 の検証

※2021(令和3)年度、2022(令和4)年度の実績

第1節 大阪府全体の状況(要支援・要介護認定者の状況、介護サービスの現状)

第2節 圏域別の状況

(要支援・要介護認定者の状況、介護サービスの現状、施設等の必要入所(利用)定員総数、介護保険以外の施設サービスの現状)